

せたホッと子どもサポート令和5年度活動報告会記録

第2部 実践報告

「子どもの人権オンブズパーソンって、どんな人？」

○司会（嶋津課長）

ただいまより、令和5年度活動報告会第2部を開催いたします。
繰り返しになりますが、広報用、動画公開のため、本日の会場の様子を撮影させていただきます。登壇者を撮影し、皆様のお顔は写らないようにいたしますが、映りこみたくない方がいらっしゃいましたら、お近くの職員へお声掛けをお願いいたします。また、本日の様子は後日、動画で配信する予定です。質疑応答の部分は、必要に応じて編集させていただきますので、予めご了承ください。

それでは、第2部に入りたいと思います。第2部は安部委員の進行のもと、「子どもの人権オンブズパーソンって、どんな人？」について、小金井市と西東京市のオンブズパーソン、擁護委員の先生方より各自治体の事例を紹介しながら、お話いただきます。それでは、安部委員、よろしく願いいたします。

司 会：安部芳江（せたホッと子どもサポート委員）
渡邊俊平（せたホッと子どもサポート相談・調査専門員）
登壇者：井利由利（西東京市子どもの権利擁護委員）
村井朗子（小金井市子どもの人権オンブズパーソン）
太田由香里（せたホッと子どもサポート委員）
平尾 潔（せたホッと子どもサポート代表委員）

1. 第二部の趣旨

○安部委員

はい、ありがとうございます。去年は第2部では、「教えて専門員さん」ということで、専門員がどのように子どもの声をきいているかを探りました。

それを受けて、今年はオンブズである委員の方がどのような人で、子どもの声をどのように聴いているのかなということを探っていけたらと思っています。

司会を務めます安部と専門員の渡邊さんです。最初に渡邊さんの方から、趣旨説明をお願いしたいと思います。

○渡邊相談・調査専門員

安部先生と一緒に第2部の司会を務めます、相談・調査専門員の渡邊です。よろしく願いいたします。

今回の2部の趣旨ですが、近年、こども基本法の施行であるとか、こども家庭庁の設置などがあり、子どもの権利に注目が集まっている中、それと前後して都内各地でも、子どもの相談・救済機関である、子どものオンブズパーソンが

設置が増えてきています。

子どもオンブズワークとは、第1に日々の相談業務、第2に調整活動、第3に調査活動とそれに基づく勧告、意見表明・改善等の提言活動、第4に子どもの権利に関する教育、普及・啓発、子どもの相談機関の広報活動などを重要な職務としている相談機関です。

世田谷区でも、子どもの人権擁護機関として、われわれ「せたホッと子どもサポート」が11年前に設置され、今日まで活動してきました。その中で、子どものオンブズワークとはいったい何なのかと考えることが多くありました。そこで、今日は、都内の各自治体の子どもオンブズパーソンをお招きしまして、子どものオンブズワークとは何なのか、また、子どもの人権オンブズパーソンとは実際にどんな人なのかについて、聞いていきたいと思います。

子どものオンブズパーソンという枠組みは一緒なのですが、その自治体の特色を踏まえたオンブズワークをやっているのではないかと思います。どのように子どもの声を聴いて、環境や関係を調整して、子どもとともに課題の解決に当たっているのか、そしてその困難さも含めて話し合っていきたいと思います。そうして、子どもオンブズワークの共通点と違い、オンブズワークの裏側も明らかにしつつ、子どもの人権について考える時間にしていきたいと思います。

2. 委員の自己紹介

○安部委員

では、太田委員から順番に自己紹介をお願いします。

○太田委員

せたホッと子どもサポート委員の太田です。どうぞよろしくをお願いします。

○平尾委員

せたホッと子どもサポート代表委員の平尾です。どうぞよろしくをお願いします。

○井利委員

西東京市子どもの権利擁護委員、CPTと言いますけども、井利と申します。よろしくをお願いします。

○村井委員

小金井市の子どもオンブズパーソンの村井と申します。よろしくをお願いします。

3. 各オンブズ機関のアピール点

○安部委員

では、ここから各委員に質問していく形で進めていきたいと思います。また、最後に参加のみなさんからの質問を受けたいと思います。

まず、ひとつ目は、各機関を1分間でアピールしていただきたいと思います。子どものオンブズパーソンは、設置自治体の環境・人口規模や、子どもの様子などにより、それぞれ機関の特色があると思いますので、それをアピールしていただきたいと思います。

○平尾委員

せたホッとをご紹介させていただきます。世田谷区は人口が90万人と多く、面積もとても広いです。都市部もあれば、農地もあります。その広い世田谷区において、子どものせたホッと認知率は75%で、4人に3人の子どもがせたホッとのことを知ってくれています。また、全相談件数のうち子どもからの相談は67%で、子どもに広く浸透しています。

お手元にお配りした「せたホッとレター」の中で、私は「ヒラエモン」と名乗っております、子どもたちに顔が知られています。なので子どもたちに恥ずかしい姿は見せられませんので、日常生活においても気をつけています。

○井利委員

西東京市からまいりました井利と申します。西東京市は非常に小さいところです。人権擁護機関がオープンしたのは、2019年8月1日で、まだ5年ぐらいで、愛称である「CPT」は子どもたちが付けてくれました。チルドレン・プロテクト・チーム (children protect team) という意味です。権利擁護委員というよりはいいのではないかと考えています。特色としては、子どもの権利擁護のため、子ども条例や子どもの権利条約、いじめなどについて出前授業をかなりやっています。子どもの権利条約を学ぶための副読本を作成しそれを使って、ほぼ全ての学校の6年生に授業を行いました。最初は擁護委員が授業を行っていますが、後々は、学校の先生方が副読本を使って授業を行うようにと考えています。

私は臨床心理士です。以前、世田谷区で引きこもり支援に携わっておりまして、メルクマール世田谷の最初の施設長をやらせていただきました。CPTには、ほかに弁護士の木村委員、ソーシャルワーカーの谷川委員がおり、それぞれの特技を活かしながら活動しております。

○安部委員

副読本については、世田谷区でも是非参考にさせていただきたいと思います。では、次に村井委員お願いします。

○村井委員

小金井市のアピールポイントは3つです。

- ① 多摩地区には26市ありますが、子どもの権利に関する条約を作ったのは、小金井市が一番早かったことです。
- ② 西東京市に倣い、副読本を作り、昨年からは子どもの権利に関する授業を

実施しています。27クラス、908人の小学校6年生に対して行いました。特徴としましては、オンブズだけでなく、相談員や事務局職員も一緒に授業を行っていることです。

- ③ 最後はピンポンです。擁護機関はビルの4階にありますが、子どもたちが（ピンポンを押して）直接訪ねて来てくれる割合が高く、新規相談件数の32%が直接訪問によるものです。これは、委員が学校に出向いて、子どもたちに顔を覚えてもらっていることの効果だと思っています。

4. オンブズとはなにか？

○安部委員

それではここからオンブズの仕事を分解していこうと思います。次の質問は、オンブズの仕事とは何か、一言でオンブズの仕事を表現するとどうかを教えてください。オンブズがいろいろな仕事をされていることがだんだんと分かってきたのですが、ずばりオンブズとは何かを一言お願いします。

○村井委員

これは平尾先生からの受け売りですが、ひと言で言うと「オンブズは、心の水が溢れそうになっている子どもにとって、心を軽くするための乾いたスポンジだ」と思っています。そういうイメージの存在でありたいと思います。

○井利委員

子どもはなかなか自分の思っていることを言えません。大人の顔色を見て、その期待に応えてしまうことが多いと思います。オンブズは、そういう大人と違う存在で、子ども自身が問題解決のイメージを持っていると思うので、それを聴いて、寄り添っていくこと、いろいろな声を聴きとりながら、必要であればそれを代弁していく存在だと思っています。また、オンブズのもうひとつの仕事は、制度の谷間に落ち込んでしまう事例を拾い上げて、提言していくことだと思っています。

○太田委員

オンブズの仕事はひとりでは出来ない、チームワークが必要だなと感じています。私は児童福祉が専門ですので、権利というよりは、ひとりの子どもはひとりの人として丸ごと受け止めたいと思い対応しています。

オンブズの仕事は難しいです。ずっと子どものことを勉強してきたつもりですが、一人ひとりのお子さん、新たなお子さんが来ると緊張します。どういう風にお話をしようか、温かい気持ちになってもらいたいとか、それにはどうすればいいかなどと考えながら対応しています。

5. 委員は専門員のことをどのように感じているか

○渡邊相談・調査専門員

子どものオンブズパーソンは、基本的に委員と専門員、それに事務局で構成されています。条例上、専門員は委員を補佐、補助するものとして位置づけられていることが多いと思います。そうした中で、委員は専門員のことをどのように感じているのかをお聞きしたいと思います。

○太田委員

私は、専門員の方たちのことは「相棒＝バディ」だと思っています。こちらが委員として専門員さんたちを守らなくていけないのに、逆に守ってもらってばかりです。ある時、お子さんの前で夫婦喧嘩が始まってしまったことがあるのですが、私はオロオロするばかりでしたが、専門員さんはお父さんだけを呼んで、話を聞くという場を作ってくれました。本当に心強い相棒です。

○安部委員

平尾先生には最後にお聞きします。井利委員お願いします。

○井利委員

専門員の方なくしては、オンブズワークは成り立たないというくらい、本当大切に重要な方たちだと思っています。私たち擁護委員と専門員さんたちは、ひとつのチームとして、子どもを真ん中にしてスクラムを組むチームだと思っています。私どもの子ども相談室は、ルピナス会館というところにあるのですが、そこは子どもたちが遊べる場所でもあります。そこに子どもたちが遊びに来て、折り紙をしたり、紙飛行機を作ったりしながら、相談ということではなくて、専門員が子どもの声を拾ってくれています。雑談の中で本音が出て、相談につながっていくこともあり、専門員の方は本当に子どもに向き合っているなど感じる時があります。

専門員、事務局は委員をサポート、補助するというより、お互い自由に愚痴を言い合いながら、みんなですべてやっていくのがいいのかな、そういうところを目指しています。頼りになり一緒にやれていることがすごく嬉しく思っています。

○村井委員

大切にしたいと思う存在です。やはり専門員の皆さんなくしてはオンブズ活動はできないと思っています。なので辞めてほしくないし、続けてほしいし、疲弊してほしくない。ですからそのケアはしっかりしなくてはと思っています。矢面に立ったりすることも多いので、逆恨みを受けたり、攻撃を受けたりするようなことがないようにと思っています。ただ、度が過ぎると、委員がすべてやってしまうことになるので、バランスが大切だと思っています。信頼をしながら自由やっていただく、専門員さんたちの専門性を活かした相談環境をこちらは整備しないといけないと思っています。大切にしなければいけない、守らなくてはいけないと思いながら、逆に守ってもらっています。せたホツとの初代擁護委員の一場先生が仰っていたように、「あなたたちは自

由にやりなさい。責任は私が取ります」という姿勢でやっていきたいと思っています。

○渡邊相談・調査専門員

今の一場先生の言葉は、私が一場先生から直接言われたものではありません。先輩の専門員から聞いたものです、すばらしい言葉だなと思い、事前打ち合わせの中でご紹介させてもらいました。

6. 法律相談とオンブズワークの違い

○安部委員

今、村井委員から専門員ごとに専門性があるというお話がありましたが、委員にもそれぞれ専門があると思います。今日は、弁護士である委員がお二人いらっしゃいます。そこでオンブズワークと法律相談の違いについて聞いてみたいと思います。

○平尾委員

弁護士の法律相談とオンブズはまったく違うものだと考えています。しかし、両者が違うことに最初は気づきませんでした。気づき始めたのは、オンブズを2、3年やった頃でした。そしてオンブズらしくなるにはもう少し時間がかかり、4年、5年目くらいからそれらしくなったと自分では思っています。

法律相談とオンブズワークの違いですが、法律相談というのは、法律問題について発せられた問いに対して、こちらが答えを提示しなければならない。具体的なアクションについても、訴訟なのか、調停にするのか、内容証明にするのがいいのかについて、こちらが提示するものです。つまり、答えはこちらが持っていなくてはならないものです。一方、オンブズにおいては、こちらが答えを提示したら失敗だと思っています。子どもの話を一生懸命聴きますが、その時にどうしてもこういう事だろうと話しの行く先を予測してしまったり、あるいはそこにはめ込もうとしてしまいがちでした。オンブズになり立ての頃はそうでした。しかし、今は答えを持っているのは子どもなのだと思います。子どもの本音を聴き逃さないようにするのがオンブズの仕事であり、その意味で法律相談とは全然違うと思っています。村井先生はどうお考えでしょうか。

○村井委員

平尾先生は5年目でオンブズらしくなったとことですが、小金井市はオンブズマンが設置されてまだ1年10か月です。なので、私はまだ1歳10か月で、平尾先生の域には全然達していなく、今すごく悩んでいます。

私たち弁護士は30分ですべての法律相談をやり、答えを提案します。それをオンブズでやってはいけないことは頭でわかっています。あるとき子どもの話を2時間聴きました。しかし、2時間経ったとき、私は言ってしまった

んです。「どういう条件なら、学校に行けるのか」と。それで子どもには「あいつ嫌い」と言われました。ショックで泣きました、

その子のためにと思っていました、その子にとっては条件を出されたり、迫られたりしたことが嫌でここに来たのに、その子に傷を負わせてしまったし、自分にとっても大きな傷となっており、とても反省しています。提案してはいけないことと時間の制限の中で日々葛藤しています。

○安部委員

村井先生が、エピソードをお話いただいたのは大変勇気のいることだと思います。これによりオンブズワーカー一端が見えたのではないかと思います。では、ここからもう少し深めていきたいと思います。

7. 心理面接・福祉面接とオンブズワークの違い

○渡邊相談・調査専門員

今、弁護士であるお二人の先生から、法律相談とオンブズワークの違いについてお聞きしましたが、井利先生は臨床心理士、太田先生は福祉がご専門です。そこで、オンブズワークと心理面接、福祉面接の違いについてもお聞きしたいと思います。

○井利委員

私はオンブズ5年目です。オンブズワークはとても難しいと思っています。臨床心理士は、適用障害、つまり学校とか、社会にうまく適用できない人について、その人の考え方、認知の仕方、感情などからくる、いろいろな傷つきが影響して、なかなかその場に適用できない状態をいいますが、そのような人たちの本来持っている力、潜在能力を引き出すのが仕事です。

しかし、適用できないことをその子の問題としてしまっているのだろうか、その子の責任ではなく、環境の問題、社会の問題ではないか、そちらを変えなくてはいけないのではないかと悩み続けています。その子が持っている、解決能力や成長力を奪わないで、社会との接点を見極めてあげたいと思いながら対応しています。ただ、そのバランスが難しく、ある方向に入り込んでしまう場合もあります。また、環境の問題、社会の問題をどのように訴えればいいのかも難しく悩んでいます。西東京市にも弁護士の先生やSSW（スクールソーシャルワーカー）の方がいるので、いろいろ相談しながら対応しています。

○太田委員

私は社会福祉を学んできました。ケースワークには7つの原則があります。個別化とか、一人ひとりを大事にするとか、自分自身がどういう先入観や偏見を持っているとか、意図した感情表現をしているとかなどを学んできました。そして、人は社会の中で生きているのだから、環境を調整していけば、その子の状況も変わるのではないかと考えてきました。

しかし、目の前の子どもの話を聴かなくてはならないし、保護者の考えも聴かなくてはならない、両者が違っていたり、ズレたりしていることもあります。村井先生のお話にもありましたが、私も「この委員を変えてほしい」と言われたことがあります。他の擁護委員から「変わらなくていい」と言われ、最後まで担当した経験がありますが、そういう時、どうしたらいいのか自分自身がスーパービジョンを受けたいという状況でしたので、同じような事例をお持ちの他の自治体のオンブズマンと定期的に検討会を開けたらいいなあと思います。また、地域によって特性もあると思いますので、その地域に合ったオンブズワークを探っていければと思いますし、私は北欧のフィンランドの活動に興味を持っていますので、海外の事例なども勉強して取り入れて、共通の基盤を作っていけたら良いと考えています。

○安部委員

ありがとうございます。先生方のお話を聞いて、オンブズは条例上の位置付けもしっかりしているので、子どもたちの相談に対してパッと答えを出せるように思われがちですが、実態はそうではなくて、子どもの声を大切にしようとして非常に悩みもがきながら考え続けている様子が伝わったのではないかと思います。

8. 子どもの声を聴くときに大事にしていること

○安部委員

では、次に子供の声を聴くときに大事にしていることをお聞きしたいと思います。

○村井委員

さっきと被るのですが、提案しないということをお大事にしています。子どもには解決する力があると信じることを心がけています。ただ、自分の子どもに対してはうまく対応できていません。

○井利委員

まずは、とにかく聴くこと。子どもの解決する力を奪わないようし、また、その子の成長願いながら全体を見るように心がけています。

それと、子ども自身がモヤモヤして、自分自身でもよく説明できないことが、多いので、いきなり本題を話してもらわなくてもよいように心がけています。雑談や遊びから入っていくようにしています。

○平尾委員

本当に心の底から思うことを話してくれているのか分からないので、子どもの話を聴くのは難しいと思っています。相談後、家に帰ってから、お母さんから「あのときはああ言ったが、実は違います」と連絡をもらうことがあります。お母さんの話ではなく子どもの本当の声を聴き出すのは難しいと思ってい

ます。

○太田委員

先生方が仰っているように、子どもを信じるということがオンブズの役割の一つだと思っています。公園で話を聴いているときとか、卓球などの遊びをしているときに子どもの本音が出てきたりします。

9. 子どもたちへのメッセージ

○安部委員

ありがとうございます。では、最後の質問に移ります。

○渡邊相談・調査専門員

委員の皆様は、子どものことをすごく考えていると思いますが、子どもたちへのメッセージを一言ずついただきたいと思います。

○太田委員

今を楽しく生きてね。もし楽しくなかったらせたホッとに来てね。

○井利委員

子どもには権利があるんだということを伝えたいと思います。

○村井委員

子どもが声をあげられるように、大人も変わるからね。

○平尾委員

あなたはあなたらしく生きる権利がある。そして、うまくいかないときにはオンブズがお手伝いします。

10. 質疑応答

○安部委員

では、会場にいらっしゃる方から質問を受けたいと思います。

○質問（中野区職員）

組織は、オンブズマンである委員がいて、専門員がいて、事務局である行政職員の三者で構成しているのが一般だと思いますが、事務局の役割についてはどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

○回答

平尾委員

委員、専門員がやりたいと言っていることを実現するために、行政の中で調整してもらっています。「お金がない」とか「制度がどうなっている」とかで、子どもの権利を守る活動が制限されないように知恵を絞ってもらっており、とても支えてもらっています。

井利委員

学校の授業の調整、広報活動、ミニレターなど、すべてを支えてもらってい

ます。

村井委員

パイプ役だと思っています。行政の中での動き方を教えてもらったり、つなぎ役をしてもらい助かっています。

11. 分析・コメント

○安部委員

では、ここで特別ゲストの半田先生からひと言いただきたいと思います。

○半田日本体育大学准教授

皆様お疲れ様でした。区内にある日本体育大学で教員をしております、そして「せたホッと」で10年委員を務めました、半田と申します。現在は、小金井市で代表オンブズパーソンを拝任しております。

さて、1999年に兵庫県川西市で子どもの人権オンブズパーソンができて、そこから25年、現在、子ども条例に基づく子どもの相談救済機関は、全国で50自治体あるというふうにカウントしております。

そして、昨年度4月1日には子ども基本法が施行されました。それに基づき子ども大綱が令和5年12月12日にできました。そこでは地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取り組みを後押しする。こうしたものを政府が作り、そして子ども真ん中実行計画2024の中にもそれが位置づくという状況になって参りました。

世田谷区におきましては、世田谷区子ども条例が平成13年2001年に作られました。その条例の中に「せたホッと」は規定していなかったわけですが、そこから10年ちょっと経ったときに検討が始まり、2013年に「せたホッと」ができました。

そして、そこからまた10年経ったところで、世田谷区子ども条例を見直していこうという動きが出てきております。世田谷区子ども・子育て会議の中で、今、条例を「世田谷区子ども条例」から「世田谷区子どもの権利条例」に変えていこうという動きの中、活発な議論がなされてきております。その中では、子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく。こうしたテーマが掲げられております。

世田谷区子どもの人権擁護機関「せたホッと」に関しても、アップグレードするために、現在、ここで話をさせていただいている3名の擁護委員がおりますが、条例を改正する予定で5名以内にする。さらに本日の専門員の話が出ておりましたが、専門員の専門性というものをより今の実態にあった規程にしていこうということが議論されております。

これは子ども・子育て会議の中における議論ではありますが、きっと議論にもとづきながら来年度には条例が改正させていくのではないかという風に強く期

待しております。そして、その条例の中には、子どもの権利を普及啓発していくということも掲げられてきております。さらには、こうした子どもの意見形成や意見表明を支援していくための人材育成に区は努めていくということが掲げられております。

こうした中、世田谷区の子ども施策が子ども条例であったり、今度改正される子どもの権利条例に基づき、子ども施策がより活発化していき、「せたホッと」の活動が今年で12年目、そして条例改正に基づきながら13年目の活動がより発展していくことを心より祈念しております。本日ご参加の皆様、そして本日議論を活発にされていた皆様に敬意を表して世田谷区子ども施策の発展を心より祈っております。

○安部委員

半田先生ありがとうございました。全国で注目させている子どもの人権オンブズパーソンですけれども、子どもの声を聴き続けることの難しさ、そこでオンブズパーソンが感じる痛みであるとか大変さが少し見えてきたのではないかと思います。この大変難しい中、自分の力を取り戻していく、そこで子どもが自分の人生を切り開いていく、それを我々が伴走しているのかなという風に思いました。今日は先生方のおかげで、少しちょっとオンブズワークが見えてきたかなと思います。改めて先生方に拍手をお願いできればと思います。ありがとうございました。これで第2部を終了したいと思います。ありがとうございました。

○司会（嶋津課長）

それでは委員の皆さん、本当に実際に委員の皆さんの取り組みを含めましていろいろなエピソードを含めてたくさんお話いただきましてありがとうございました。それではこれで第2部につきまして以上で終了とさせていただきたいと思います。

12. 講評

○司会（嶋津課長）

閉会にあたりまして保坂区長より講評をお願いしたいと思います。保坂区長よろしくお願いいたします。

○保坂区長講評

第1部の報告に続いて、第2部のオンブズパーソンの分解で、それぞれの委員のみなさん、専門員、事務局も含めて、どんな子どもたちの声に向き合っているかということがとても良く、全部が分かったわけじゃなくヒントですけども聞かせていただきました。

世田谷区では、実はあの総合教育会議というのをこの8年やってきまして、昨年のちょうど今ぐらいの時期に教育大綱といって、区と教育委員会合同でい

わば学校教育を含めた教育のマニフェストみたいなちょっと短い文書を作りました。役所が作った文書とはちょっと違った趣の文書なのでぜひ読んでいただきたいのですが、これを去年の今ごろ子どもたちに読んでもらって、発表の後でその子どもたちが印象に残ったという3行ぐらいがあるんですが『子どもは、「未熟な大人」としてくくれない。大人が忘れかけた理想が希望により近い、個性をもった「独立した人格」だ。』というところが小学生も中学生もすごく気に入ったとのことで、どうして気に入ったのかを聞くと、平らなフラットなところで対話しているように思えたというような感想を言ってくれました。

教育大綱という文書を子どもに読んでもらうっていうことも、今、半田先生から紹介いただいた子ども条例を子どもの権利条例にバージョンアップしていくということで、子どもの意見表明、子どもの参加ということになり、「せたホッと」の役割をしっかりと尊重しながら、区としてもますますやっていきたいと思いました。どうもありがとうございました。

○司会（嶋津課長）

保坂区長ありがとうございました。続きまして、知久教育長からも率直な感想を含めて講評の方お願いいたします。

○知久教育長講評

みなさん長時間に及ぶ活動報告お疲れ様です。第1部での活動報告、また第2部では、小金井市さん、西東京市さん、実践報告ということで貴重なお話ありがとうございました。

この実践報告を聞かせていただいて、イタリアの映画「丘の上の本屋さん」という映画を私ちょっと思い出しました。片田舎の本屋さんの主とアフリカ系移民の子どもだったと思うんですけど、その触れ合いを描いたもので、その子どもの迫害ですとか、孤独ですとかを感じ取った主が本を貸すんですね。「星の王子様」とか「白鯨」とか、最後その子が死ぬ前に「世界人権宣言」を渡して終わるという話なんですけど、今日、その主とオンブズパーソンを重ねながらお話を聞かせていただきました。

活動報告の中で、太田先生が50ページで触れていただいております件を読み上げたいと思います。「教育現場における人材不足などの改善が見られれば、子どもたちの学校生活における困りごとや「せたホッと」への相談もかなり減るのではないかと推測されます。」

ちょうど今学校の人材不足、教員不足を的確にとらえていただいたと思っています。学校の働き方改革をはじめ、教員がどう子どもと向き合う時間を作るのかというのを、より効果的な対策があればという風に感じた次第です。

今日いただいた活動報告、あるいは様々な問題提起を受け止めさせていただきまして、教育現場で子どもたちの健やかな成長を支えていけるよう、教育委員会として教育政策の推進に全力で取り組んでいきたいと思っています。今日ご参

加いただいた皆様のご協力、ご支援を承りますようお願いしまして講評とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○司会（嶋津課長）

知久教育長ありがとうございました。閉会にあたりまして、平尾委員より挨拶でございます。平尾委員お願いいたします。

○平尾委員

本日は長時間に渡りご参加いただきました皆様ありがとうございました。また、ご登壇いただいた村井先生、井利先生、スペシャルゲストの半田先生どうもありがとうございました。

決してオンブズワークというものはスマートで華やかなものではなく、あちこちに頭をぶつけながらそれでも前に進んでいくような仕事であるということ、その一端を垣間見ていただけただけなのであれば良かったなあという風に思います。本日はご参集いただきましてありがとうございました。

○司会（嶋津課長）

平尾委員ありがとうございました。それでは以上で、せたがやホッと子どもサポート令和5年度活動報告会を終了いたします。皆様のお手元にアンケート用紙をお配りしています。受付にて回収しておりますのでご協力お願いいたします。本日はお忙しい中ご来場いただきましてありがとうございました。以上で終了いたします。ありがとうございました。